

「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」変更について

令和4年4月1日より、厚生労働省告示にて「現物給与の価額」が一部地域を除いて改正しますので、お知らせします。

同日以降に適用される資格取得届・月額変更届・算定基礎届などの「報酬月額」のうち『現物によるものの額』は、変動後の価額により算定してください。

また、すでに現物給与のある被保険者は、令和4年4月からこの価額変更に伴って固定給の変動とみなされますので、標準報酬月額の随時改定の条件を満たす場合は、令和4年7月の「月額変更届」の提出が必要となる場合がありますのでご注意ください。

◎ご不明な点については、大阪金属問屋健康保険組合 業務課

(TEL 06-6271-0651) へお問い合わせください。